

衆議院 大蔵委員會 議 録 第 九 号

平成十年二月十日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓一君

理事 岩永 峯一君

理事 松田 義孝君

理事 杉浦 正健君

理事 中野 正志君

理事 松田 仁君

理事 村井 仁君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 北脇 保之君

理事 中川 正春君

理事 藤田 幸久君

理事 河合 正智君

理事 小池百合子君

理事 西田 猛君

理事 佐々木睦海君

出席國務大臣

大蔵大臣 松永 光君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

委員外の出席者

大蔵委員會專門員 藤井 保憲君

委員の異動

二月十日

辞任

今村 雅弘君

補欠選任

菅 義偉君

理事 衛藤征士郎君

理事 浜田 靖一君

理事 北橋 健治君

理事 谷口 隆義君

理事 大石 秀政君

理事 菅 義偉君

理事 砂田 圭佑君

理事 根本 匠君

理事 宮路 和明君

理事 吉田六左門君

理事 渡辺 博道君

理事 上田 清司君

理事 末松 義規君

理事 日野 市朗君

理事 赤松 正雄君

理事 並木 正芳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 山田健治郎君

同日

辞任

菅 義偉君

今村 雅弘君

河井 克行君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

補欠選任

今村 雅弘君

河井 克行君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

河井 克行君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

山田健治郎君

濱田 健一君

入中止等に関する陳情書(東京都港区南青山三の二の二八秋元ゆきひさ)(第五八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

○村上委員長 これより会議を開きます。

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、平成九年度に政府等から交付される新生産調整推進助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなすこととしたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしたしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約五億円と見込まれております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成九年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合及び農業協同組合又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者(以下「農業協同組合等」という。)から平成九年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合、その交付を受けた新生産調整推進助成補助金の金額及びその交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係る新生産調整推進助成補助金の金額として大蔵省令で定める金額の合計額(以下この条において「補助金等の金額」という。)は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成九年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けたもの及び農業協同組合等から平成九年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度においてその交付を受けた新生産調整推進助成補助金の金額及びその交付を受けた補償金の金額のうち当該法人に係る新生産調整推進助成補助金の金額として大蔵省令で定め

る金額の合計額(次項において「補助金等の金額」という。)をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の新生産調整推進助成補助金及び新生産調整推進助成補助金に基づき補償金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成九年度に政府等から交付される新生産調整推進助成補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約五億円である。